久留米市ごみカレンダー広告掲載実施要領

（趣　旨）

第１条　この要領は、久留米市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づき、久留米市が発行するごみカレンダーへの広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（規制業種及び事業者）

第２条　ごみカレンダーに広告を掲載することができる業種及び事業者は、久留米市広告事業掲載基準（以下「掲載基準」という。）第４条の規定によるものとする。

（広告掲載の範囲）

第３条　ごみカレンダーに広告を掲載することができる広告の内容及びデザインは、要綱第４条及び掲載基準第５条の規定によるもののほか、この要領に定めるものとする。

（広告掲載の規格及び掲載位置）

第４条　広告の規格及び掲載位置については、別に定める。

（広告の掲載期間）

第５条　広告の掲載期間は、ごみカレンダー発行の日から次号の発行の日までとする。

（広告の募集）

第６条　広告掲載を希望する者（以下「広告事業者」という。）の募集については、広告事業代理者が行なう。

（広告掲載の申込み）

第７条　広告事業者は、久留米市ごみカレンダー広告掲載承認依頼書兼結果通知書（第１号様式）、役員等調書及び照会承諾書（第２号様式）及び誓約書（第３号様式）、市税の滞納なし証明書を市長が指定する期間内に広告事業代理者を通して市長に申込むものとする。

２　市長は、必要に応じて広告事業者に第２条及び第３条の規定に適合していることを証明する書類の提出を求めることができる。

（広告掲載の審査及び決定）

第８条　市長は、前条の規定による申込みがあったときは、第２条及び第３条の規定により広告掲載の可否を決定する。

２　市長は、広告の内容等が掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認められるときは、当該広告事業者に対して広告内容等の変更を求めることができる。

３　市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告事業代理者に通知する。

（広告原稿の作成及び提出）

第９条　広告事業代理者は、市長が指定する期日までに広告原稿（画像データ）を作成し、市長に提出するものとする。

（広告掲載料）

第１０条　広告掲載料は、入札によって決定する。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

２　広告代理事業者は、市長の定める期日までに広告掲載料を納入するものとする。

（広告内容等の変更）
第１１条　市長は、第８条第１項による広告掲載の可否を決定した後の事情により、広告物の内容、デザイン等（以下「広告物の内容等」という）が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告事業者に対して広告物の内容等の変更を求めることができる。

（損害賠償）
第１２条　前条の事由により広告掲載の取り下げを行い、市又は第三者に損害が生じたときは、広告事業代理者及び広告事業者はこれを賠償しなければならない。

（広告掲載料の返還）
第１３条　既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、市長は、広告事業代理者及び広告事業者の責に帰さない事由により、広告の掲載を取り下げたときは、納付済み広告料の全部又は一部を還付する。なお、還付する広告掲載料には利子は付さない。

（広告事業代理者の責務）
第１４条　広告事業代理者は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。
２　広告事業代理者及び広告事業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
３　第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告事業代理者及び広告事業者の責任及び負担において解決することとする。

（委　任）
第１５条　この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は市長が定める。

附　則
この要領は、平成２７年５月１日から実施する。

第１号様式（第７条関係）

年　　月　　日

久留米市長　あて

（広告事業代理者）所在地
名　称
役　職
代表者

久留米市ごみカレンダー広告掲載承認依頼書兼結果通知書

久留米市ごみカレンダーへの広告掲載について、久留米市ごみカレンダー広告掲載実施要領第７条の規定に基づき、次の者の承認を依頼します。

なお、この承認依頼にあたって、広告掲載を希望する次の者が久留米市広告事業掲載基準第４条第１２項に規定する「暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者」であるか否かの情報を警察から収集することに同意します。

会社名	
所在地	
代表者名	役職：　　氏名：
広告事業者の概要（業種等）	
広告事業者名 ※会社名と異なる場合のみ記入してください。	
広告事業者所在地 ※本社所在地が市外の場合のみ記入してください。	福岡県久留米市
連絡先	ＴＥＬ：
久留米市競争入札参加資格者名簿への記載の有無	有　・　無

【添付書類】・久留米市税の滞納なし証明書　・役員等調書及び照会承諾書・　広告原稿

広告掲載の承認の可否　　可　・　否　　（　理由　：　　）

承認結果については、上記広告掲載の承認可否欄のとおりです。

年　　月　　日
久留米市長　　印

第２号様式（第７条関係）

役員等調書及び照会承諾書

年　　月　　日

久　留　米　市　長　あ　て

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名

実印

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書第４条第１項に定める項目に該当するか否かに関し福岡県久留米警察署に照会することを承諾します。

役職名	氏名（フリガナ）	男性	女性	生年月日

【注意事項】

１　法人にあっては、登記事項証明書に登載されている役員（代表者含む。）の方全員についてご記入ください。個人にあっては、代表者１名についてご記入ください。

２　この調書に記載されたすべての個人情報は、久留米市個人情報保護条例（平成３年４月１日条例第１７号）の規定に基づいて取り扱うものとし、久留米市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書に基づいて実施する暴力団排除のための措置以外の目的には使用しません。久留米市がこれらの情報をもとに福岡県久留米警察署から取得した個人情報についても同様です。

第３号様式（第７条関係）

年　　月　　日

誓　約　書

久留米市長　あて

住所又は所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名　　印

「久留米市ごみカレンダー」広告掲載申込みにあたり、久留米市広告実施要綱に定める広告掲載の原則及び広告掲載の範囲を遵守し、久留米市広告事業掲載基準の規制業種（事業者）に該当しないこと並びに応募書類に虚偽の記載がないことを誓います。